

議案第54号

南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

令和2年4月1日以降の診療分より入院時食事療養費の半額助成を廃止すること及び所要の改正をするため提案する。

南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例（平成3年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表医療費の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「・入院時食事療養費」を削る。

第3条第1項第1号中「（入院時の食事療養費については2分の1を助成する。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例は、令和2年4月1日以後の医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。